

福島県内市町村の行政改革の取組状況

○	定員管理の取組状況	…	P 1
○	給与の適正化の状況	…	P 3
○	民間委託（事務事業）の実施状況	…	P 5
○	指定管理者制度の導入状況	…	P 6
○	行政評価の実施状況	…	P 7
○	公営企業における経営改革の取組状況	…	P 8
○	第三セクター等の見直し状況	…	P 9
○	随意契約の見直し状況	…	P 10
○	【公会計改革】財務書類4表の整備状況	…	P 11
○	監査委員の外部からの登用・外部監査制度の活用状況	…	P 12
○	福島県内市町村の集中改革プランの取組の自己評価等	…	P 13

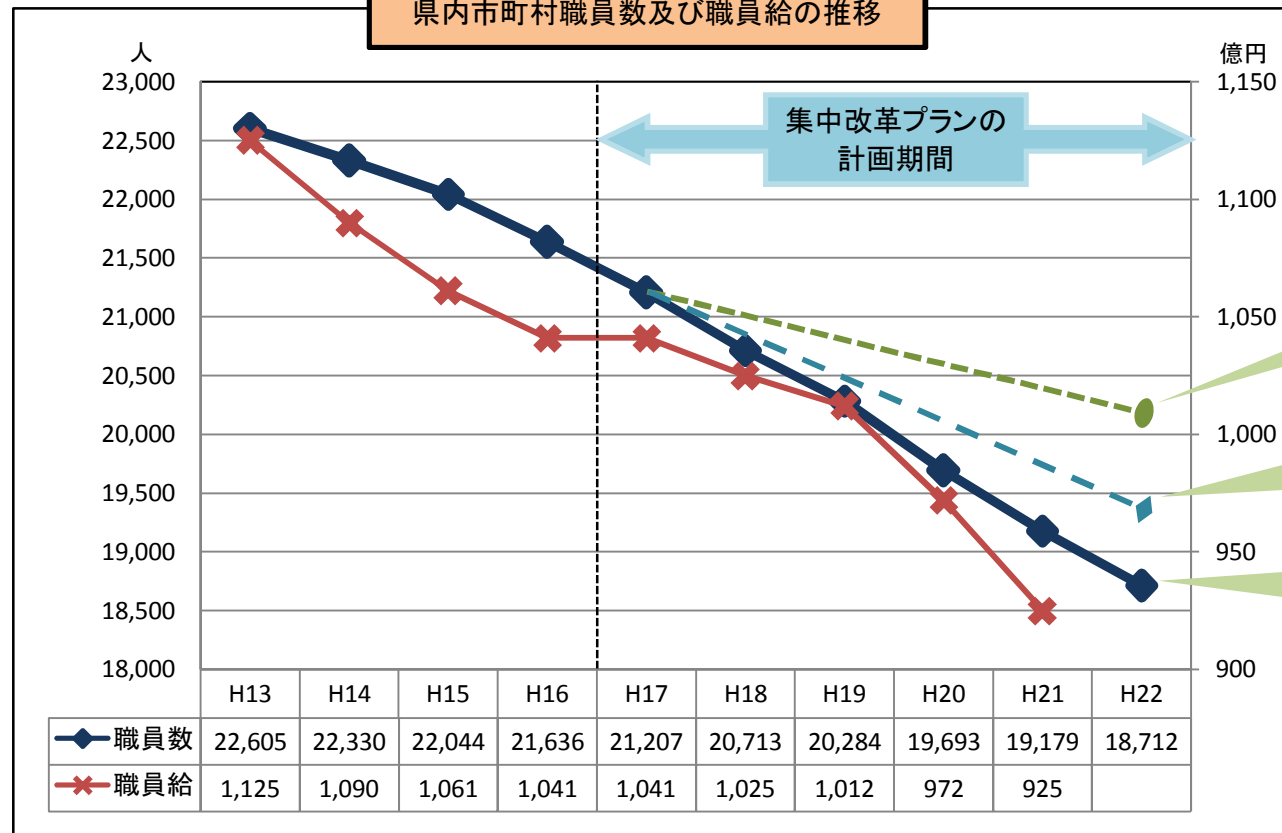
平成23年2月23日
福島県総務部市町村行政課・市町村財政課

定員管理の取組状況

取組結果及び課題

- 集中改革プランにおける5年間(H17.4.1～H22.4.1)の純減目標▲1,815人(率にして▲8.6%)に対し、純減実績は▲2,495人(率にして▲11.8%)を達成(※この間の職員給は▲116億円(率にして▲11.4%))。
- 今後の定員管理については、財政状況や類似団体との比較などにより適正な職員を分析・把握の上、地域の実情に応じた取組が求められている。

県内市町村職員数及び職員給の推移



「職員数」に係る数値目標等

国の要請(新地方行革指針H17.3)

→▲4.6%

(本県で換算すると

H17:21,207人→H22:20,231人

▲976人)

県内市町村の数値目標

H17:21,207人→H22:19,392人

▲8.6%・▲1,815人

県内市町村の増減実績

H17:21,207人→H22:18,712人

▲11.8%・▲2,495人

※職員数:各年4月1日現在の職員数(人)
職員給:各年度決算額(億円)

市町村別の定員管理の数値目標及び増減実績

(単位:人、%)

区分 団体名	H17.4.1 総職員数 (※)	数値目標			増減実績				区分 団体名	H17.4.1 総職員数 (※)	数値目標			増減実績			
		H22.4.1 総職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	H22.4.1 総職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	進捗率			H22.4.1 総職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	H22.4.1 総職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	進捗率
福島市	2,357	2,237	▲ 120	▲ 5.09	2,178	▲ 179	▲ 7.59	149.17	三島町	48	45	▲ 3	▲ 6.25	42	▲ 6	▲ 12.50	200.00
会津若松市	1,140	1,027	▲ 113	▲ 9.91	998	▲ 142	▲ 12.46	125.66	金山町	71	63	▲ 8	▲ 11.27	62	▲ 9	▲ 12.68	112.50
郡山市	2,200	2,100	▲ 100	▲ 4.55	2,060	▲ 140	▲ 6.36	140.00	昭和村	58	54	▲ 4	▲ 6.90	52	▲ 6	▲ 10.34	150.00
いわき市	4,304	3,874	▲ 430	▲ 9.99	3,737	▲ 567	▲ 13.17	131.86	会津美里町	306	249	▲ 57	▲ 18.63	238	▲ 68	▲ 22.22	119.30
白河市	646	601	▲ 45	▲ 6.97	546	▲ 100	▲ 15.48	222.22	西郷村	179	165	▲ 14	▲ 7.82	160	▲ 19	▲ 10.61	135.71
須賀川市	655	599	▲ 56	▲ 8.55	580	▲ 75	▲ 11.45	133.93	泉崎村	140	133	▲ 7	▲ 5.00	89	▲ 51	▲ 36.43	728.57
喜多方市	667	583	▲ 84	▲ 12.59	569	▲ 98	▲ 14.69	116.67	中島村	68	63	▲ 5	▲ 7.35	56	▲ 12	▲ 17.65	240.00
相馬市	360	312	▲ 48	▲ 13.33	304	▲ 56	▲ 15.56	116.67	矢吹町	176	156	▲ 20	▲ 11.36	139	▲ 37	▲ 21.02	185.00
二本松市	676	588	▲ 88	▲ 13.02	554	▲ 122	▲ 18.05	138.64	棚倉町	156	148	▲ 8	▲ 5.13	144	▲ 12	▲ 7.69	150.00
田村市	585	560	▲ 25	▲ 4.27	517	▲ 68	▲ 11.60	272.00	矢祭町	78	60	▲ 18	▲ 23.08	59	▲ 19	▲ 24.36	105.56
南相馬市	964	893	▲ 71	▲ 7.37	849	▲ 115	▲ 11.93	161.97	塙町	124	114	▲ 10	▲ 8.06	110	▲ 14	▲ 11.29	140.00
伊達市	662	592	▲ 70	▲ 10.57	567	▲ 95	▲ 14.35	135.71	鮫川村	87	80	▲ 7	▲ 8.05	75	▲ 12	▲ 13.79	171.43
本宮市	295	276	▲ 19	▲ 6.44	263	▲ 32	▲ 10.85	168.42	石川町	197	169	▲ 28	▲ 14.21	166	▲ 31	▲ 15.74	110.71
桑折町	147	136	▲ 11	▲ 7.48	130	▲ 17	▲ 11.56	154.55	玉川村	81	74	▲ 7	▲ 8.64	73	▲ 8	▲ 9.88	114.29
国見町	108	101	▲ 7	▲ 6.48	102	▲ 6	▲ 5.56	85.71	平田村	89	84	▲ 5	▲ 5.62	80	▲ 9	▲ 10.11	180.00
川俣町	149	116	▲ 33	▲ 22.15	119	▲ 30	▲ 20.13	90.91	浅川町	78	68	▲ 10	▲ 12.82	70	▲ 8	▲ 10.26	80.00
大玉村	111	105	▲ 6	▲ 5.41	101	▲ 10	▲ 9.01	166.67	古殿町	88	80	▲ 8	▲ 9.09	80	▲ 8	▲ 9.09	100.00
鏡石町	107	99	▲ 8	▲ 7.48	98	▲ 9	▲ 8.41	112.50	三春町	177	167	▲ 10	▲ 5.65	164	▲ 13	▲ 7.34	130.00
天栄村	107	95	▲ 12	▲ 11.21	95	▲ 12	▲ 11.21	100.00	小野町	136	117	▲ 19	▲ 13.97	116	▲ 20	▲ 14.71	105.26
下郷町	116	103	▲ 13	▲ 11.21	102	▲ 14	▲ 12.07	107.69	広野町	83	80	▲ 3	▲ 3.61	81	▲ 2	▲ 2.41	66.67
檜枝岐村	61	60	▲ 1	▲ 1.64	63	2	3.28	▲ 200.00	榎葉町	128	119	▲ 9	▲ 7.03	115	▲ 13	▲ 10.16	144.44
只見町	116	100	▲ 16	▲ 13.79	103	▲ 13	▲ 11.21	81.25	富岡町	155	142	▲ 13	▲ 8.39	142	▲ 13	▲ 8.39	100.00
南会津町	338	294	▲ 44	▲ 13.02	288	▲ 50	▲ 14.79	113.64	川内村	72	71	▲ 1	▲ 1.39	71	▲ 1	▲ 1.39	100.00
北塩原村	68	58	▲ 10	▲ 14.71	64	▲ 4	▲ 5.88	40.00	大熊町	129	125	▲ 4	▲ 3.10	127	▲ 2	▲ 1.55	50.00
西会津町	141	129	▲ 12	▲ 8.51	128	▲ 13	▲ 9.22	108.33	双葉町	111	104	▲ 7	▲ 6.31	105	▲ 6	▲ 5.41	85.71
磐梯町	82	77	▲ 5	▲ 6.10	74	▲ 8	▲ 9.76	160.00	浪江町	195	184	▲ 11	▲ 5.64	180	▲ 15	▲ 7.69	136.36
猪苗代町	204	194	▲ 10	▲ 4.90	176	▲ 28	▲ 13.73	280.00	葛尾村	41	36	▲ 5	▲ 12.20	37	▲ 4	▲ 9.76	80.00
会津坂下町	198	181	▲ 17	▲ 8.59	176	▲ 22	▲ 11.11	129.41	新地町	138	125	▲ 13	▲ 9.42	121	▲ 17	▲ 12.32	130.77
湯川村	60	55	▲ 5	▲ 8.33	57	▲ 3	▲ 5.00	60.00	飯館村	99	86	▲ 13	▲ 13.13	76	▲ 23	▲ 23.23	176.92
柳津町	95	86	▲ 9	▲ 9.47	84	▲ 11	▲ 11.58	122.22	合計(59団体)	21,207	19,392	▲ 1,815	▲ 8.60	18,712	▲ 2,495	▲ 11.76	137.47

※合併団体の「H17.4.1職員数」は、合併前の旧団体職員数の合計値

給与の適正化の状況

給与構造改革の実施状況

【取組の概要】

- 年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保するため、給料表の水準引下げ等を実施。
(国においては、平成18年4月1日から実施)

【県内市町村の状況】

- 平成20年4月1日までにすべての市町村で実施済み。
(平成18年4月1日からの実施は、61団体(当時)中36団体)

退職時特別昇給の見直し状況

【取組の概要】

- 退職する場合の特別昇給制度について、国に準じて廃止。

【県内市町村の状況】

- 平成23年1月時点の状況は、下記のとおり。
 - ・ 定年退職時の特別昇給は、56団体で廃止済み
 - ・ 勸奨退職時の特別昇給は、32団体で廃止済み

【今後の課題】

- 定年退職時の特別昇給はもとより、多くの団体で引き続き行われている勸奨退職時の特別昇給についても、早期の見直しが必要。

特殊勤務手当の見直し状況

【取組の概要】

- 制度の趣旨に照らして、特殊勤務手当の必要性・妥当性について、総合的な検証・見直しを実施。

【県内市町村の状況】

- 全職員に占める支給職員割合は、23.3%(平成17年4月)から、18.2%(平成22年4月)に減少。

【今後の課題】

- 今後も、業務内容と手当の妥当性について、住民の理解と納得が得られるものとなるよう、不断の点検・見直しが求められる。

市町村別の状況

団体名 (合併団体名)	合併日 (H17.4.2 以降)	給与構造改革の 実施時期	退職時特別昇給		特殊勤務手当				団体名 (合併団体名)	合併日 (H17.4.2 以降)	給与構造改革の 実施時期	退職時特別昇給		特殊勤務手当				
			定年 廃止済	勸奨 廃止済	平成17年4月		平成22年4月					定年 廃止済	勸奨 廃止済	平成17年4月		平成22年4月		
					手当数	支給職員割合	手当数	支給職員割合						手当数	支給職員割合	手当数	支給職員割合	
福島市		-				28.0%	17	23.7%	只見町	-	H18.4.1	○		3	7.8%	3	10.8%	
(福島市)	H20.7.1	H19.4.1	○	○	23	29.0%			南会津町		H19.4.1				3.3%	2	0.0%	
(飯野町)		H18.4.1			6	0.0%			(田島町)		-			11	0.0%			
会津若松市		H18.4.1				23.6%	9	2.0%	(館岩村)	H18.3.20	-	○	○	4	21.6%			
(会津若松市)	H17.11.1	-	○	○	12	26.0%			(伊南村)		-			1	0.0%			
(河東町)		-			2	0.0%			(南郷村)		-			1	0.0%			
郡山市	-	H18.10.1	○	○	34	36.2%	33	33.7%	北塩原村	-	H18.4.1	○	○	0	0.0%	0	0.0%	
いわき市	-	H18.4.1	○	○	40	51.9%	48	43.9%	西会津町	-	H18.4.1	○	○	10	15.0%	9	7.9%	
白河市		H18.7.1				0.0%	0	0.0%	磐梯町	-	H19.1.1			8	21.0%	8	20.5%	
(白河市)		-			0	0.0%			猪苗代町	-	H19.1.1	○		6	15.3%	6	18.9%	
(表郷村)	H17.11.7	-	○	○	7	0.0%			会津坂下町	-	H20.4.1	○		1	0.0%	1	0.0%	
(東村)		-			2	0.0%			湯川村	-	H18.4.1			0	0.0%	0	0.0%	
(大信村)		-			0	0.0%			柳津町	-	H18.4.1	○	○	0	0.0%	0	0.0%	
須賀川市	-	H18.12.1	○	○	4	9.0%	4	9.3%	三島町	-	H18.4.1	○	○	1	0.0%	1	0.0%	
喜多方市		H18.4.1				2.7%	5	0.7%	金山町	-	H18.4.1	○	○	0	0.0%	0	0.0%	
(喜多方市)		-			5	0.0%			昭和村	-	H19.4.1	○	○	1	0.0%	2	0.0%	
(熱塩加納村)	H18.1.4	-	○	○	3	8.1%			会津美里町		H18.4.1				10.6%	1	0.0%	
(塩川町)		-			2	0.0%			(会津高田町)	H17.10.1	-	○	○	3	7.6%			
(山都町)		-			7	11.9%			(会津本郷町)		-			5	23.0%			
(高郷村)		-			1	5.0%			(新鶴村)		-			2	0.0%			
相馬市	-	H18.4.1	○	○	6	5.6%	6	5.9%	西郷村	-	H18.4.1	○		6	0.0%	6	1.3%	
二本松市		H19.4.1				0.1%	1	0.2%	泉崎村	-	H18.4.1	○		6	12.9%	6	0.0%	
(二本松市)	H17.12.1	-			0	0.0%			中島村	-	H18.4.1	○		2	0.0%	3	0.0%	
(安達町)		-	○	○	7	0.0%			矢吹町	-	H18.4.1	○		4	23.4%	1	0.0%	
(岩代町)		-			1	0.8%			棚倉町	-	H18.4.1	○		9	10.3%	2	0.0%	
(東和町)		-			8	0.0%			矢祭町	-	H18.4.1	○	○	3	6.4%	2	0.0%	
田村市	-	H18.4.1	○		0	0.0%	0	0.0%	埴町	-	H18.4.1	○	○	2	0.0%	2	0.0%	
南相馬市		H20.4.1				20.3%	3	20.3%	鮫川村	-	H18.4.1	○	○	1	1.2%	0	0.0%	
(原町市)	H18.1.1	-	○	○	11	22.7%			石川町	-	H18.4.1	○		9	0.0%	1	0.0%	
(鹿島町)		-			3	0.7%			玉川村	-	H18.4.1	○		0	0.0%	0	0.0%	
(小高町)		-			12	27.7%			平田村	-	H18.4.1	○	○	5	19.3%	2	0.0%	
伊達市		H19.4.1				30.3%	14	8.8%	浅川町	-	H18.4.1	○		6	0.0%	8	0.0%	
(伊達町)	H18.1.1	-			9	27.5%			古殿町	-	H18.4.1	○		7	19.5%	0	0.0%	
(梁川町)		-	○	○	15	28.2%			三春町	-	H19.4.1	○	○	0	0.0%	0	0.0%	
(保原町)		-			12	41.1%			小野町	-	H18.4.1	○		0	0.0%	0	0.0%	
(霊山町)		-			9	14.9%			広野町	-	H19.4.1	○		6	6.1%	6	0.0%	
(月館町)		-			8	30.0%			榎葉町	-	H19.4.1	○	○	12	26.0%	10	5.3%	
本宮市		-				0.3%	3	0.4%	富岡町	-	H19.4.1	○		7	9.7%	7	13.5%	
(本宮町)	H19.1.1	H18.4.1	○	○	2	0.0%			川内村	-	H19.4.1	○		4	1.4%	3	0.0%	
(白沢村)		H18.4.1			1	0.9%			大熊町	-	H19.4.1			6	27.3%	6	27.0%	
桑折町	-	H18.4.1	○		11	27.4%	11	34.9%	双葉町	-	H19.4.1	○		6	4.5%	2	0.0%	
国見町	-	H19.4.1	○		12	25.2%	12	0.0%	浪江町	-	H19.4.1	○	○	8	24.7%	8	22.9%	
川俣町	-	H19.4.1	○		12	0.0%	12	0.0%	葛尾村	-	H19.4.1	○		3	10.0%	3	11.1%	
大玉村	-	H18.4.1	○	○	3	2.7%	3	1.0%	新地町	-	H19.4.1	○		2	0.0%	2	0.0%	
鏡石町	-	H18.4.1	○		0	0.0%	0	0.0%	飯館村	-	H19.4.1	○	○	4	11.2%	4	9.3%	
天栄村	-	H18.4.1	○	○	0	0.0%	0	0.0%	計		H18.4.1団体数	61	56	32	474	23.3%	307	18.2%
下郷町	-	H18.4.1	○	○	7	5.2%	7	3.0%			H18.4.1に実施	36			83		59	
檜枝岐村	-	H18.4.1	○	○	2	0.0%	2	0.0%			H18.4.2以降に実施	25			5.7		5.2	
														-団体あたり			-団体あたり	

※特殊勤務手当の支給職員割合は、各年の4月における給料の支給対象者のうち、特殊勤務手当の支給を受けた職員の割合を算出したもの(平成17年4月後の合併団体については、合算分も算出。)

民間委託（事務事業）の実施状況

【取組の概要】

○総務事務や定型的業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から総点検を実施し、民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針・計画を策定。

【県内市町村の状況】

○事務事業18項目中、14項目で委託の割合が増加。

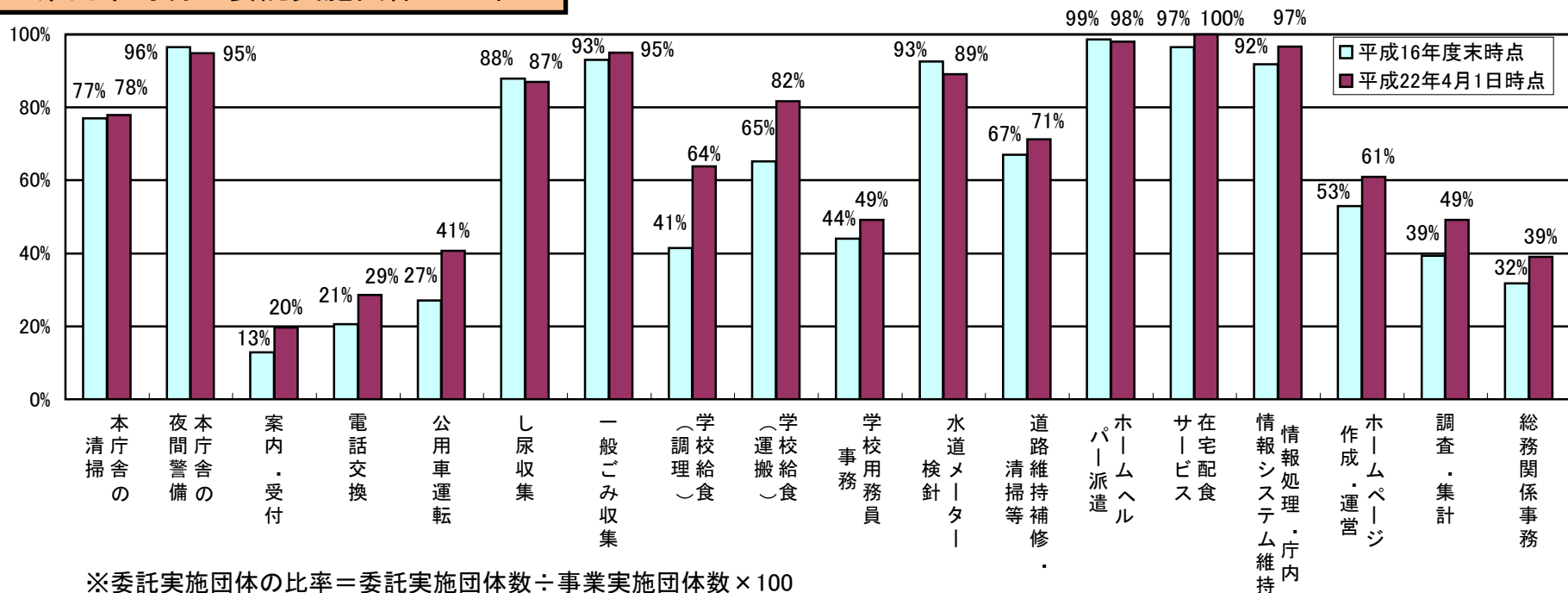
○一方、財政事情等を踏まえ、一部の事務について委託から直営に戻す動きも見られる。

【今後の課題】

○民間委託を進めようとしても、委託先がない等の要因のため、進まない市町村がある。

○事務事業の再編・整理等の総合的な検討の中で、委託の有無を判断していくことが求められる。

県内市町村の委託実施団体の比率



指定管理者制度の導入状況

【制度の趣旨】

○指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用して住民サービスの向上を図るとともに、行財政改革の観点からは経費節減等にも資するものである。

【県内市町村の状況】

- 平成21年4月1日現在において、56団体において指定管理者制度を導入。
- 平成18年と比較し、導入割合は0.3ポイントの微増にとどまっている。
- 市と町村の比較では、町村のほうが制度導入が進んでいる。
- 指定管理者制度の導入割合が20%未満の団体が31団体と過半数を占めている。一方で50%以上の団体が5団体あることから、指定管理者制度の導入可能施設は相当数あるものと推測される。

【今後の課題】

○施設のあり方について、当制度の導入を含め幅広い観点からの検討が期待される。

県内市町村の指定管理者制度導入状況

	導入 団体数	導入割合 (%) b/a	公の施設総数 a	指定管理 b
H18.9.2現在	54	19.8	6,278	1,243
H21.4.1現在	56	20.1	6,683	1,340
増減	2	0.3	405	97

市・町村別指定管理者制度導入状況(H21.4.1現在)

	導入割合 (%) b/a	公の施設 総 数 a	指定管理 b
市	16.8	3,885	652
町村	24.6	2,798	688
計	20.1	6,683	1,340

導入割合別団体数(H21.4.1現在)

導入割合	団体数	備 考
50%以上	5	①只見町(65.4) ②南会津町(63.8) ③矢吹町(62.5) ④猪苗代町(61.5) ⑤三島町(51.9)
40~50%	4	
30~40%	3	
20~30%	6	
10~20%	17	
10%未満	24	未導入3団体含む
計	59	

行政評価の実施状況

【取組の概要】

○行政評価、外部意見を取り入れる仕組みを事務事業の再編・整理、廃止・統合等に活用。

【県内市町村の状況】（平成22年10月1日時点）

○導入済み29団体、試行中6団体。

- 導入済み団体中
- ・行政以外の主体による評価を実施 … 9団体
 - ・住民等から意見を取り入れる仕組みあり… 9団体
 - ・評価結果を事務事業に直接反映又は参考活用している … 27団体

【今後の課題】

- 質の高い行政を実現するためには、自らの施策や事務事業の成果・実施内容を、住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことが重要。
- 行政評価制度未導入の団体にあつては、早期に制度を導入し、行政活動の目的や内容、その成果を住民にわかりやすく示すことにより、説明責任を果たすことが求められる。

行政評価制度の導入状況(H22.10.1時点)

導入済み	29 団体
試行中	6 団体
導入を検討中	15 団体
予定なし	9 団体

うち

評価対象	政策	2 団体
	施策	11 団体
	事務事業(全て又は一部)	29 団体
行政以外の主体(有識者等)による評価の実施		9 団体
住民等から意見を取り入れる仕組み		9 団体
評価結果を事務事業見直しに	直接反映	11 団体
	参考活用	16 団体
評価結果を予算に	直接反映	9 団体
	参考活用	20 団体
評価結果を重点事業に	直接反映	9 団体
	参考活用	15 団体

公営企業における経営改革の取組状況

取組結果及び課題

○公営企業においても、集中改革プランやそれぞれの経営計画、公立病院改革プランなどに基づき、民間委託・指定管理者制度の導入、事業の譲渡・廃止、その他経営基盤強化の取組みを推進。

○現在、企業会計基準との整合性を高める方向で地方公営企業の会計制度等の見直しが進められており、各公営企業においては、財務会計における透明性の向上と経営における自己責任の拡大に適切に対応し、更なる経済性を発揮していくため、引き続き経営改革に取り組んでいく必要がある。

取組状況

【参考】県内市町村の地方公営企業の事業数及び職員数(H22.3.31現在)

取組項目	主な取組例
経営計画策定	27団体(47事業)で策定済み、4団体(4事業)で策定中
民間委託	23団体(39事業)で実施 【施設の管理(運転、監視、機器保守点検、清掃等)、水質等検査、料金徴収関連業務(検針等)等】
指定管理者制度	観光・宿泊施設(6団体(14事業))、病院(2団体)、介護サービス(4団体)、市場(1団体)、駐車場(1団体)事業への導入
事業譲渡	公立病院改革プランに基づく病院事業の民間譲渡(1団体)、病院・介護サービス事業の民間譲渡準備(1団体:平成23年度中)
事業廃止	公立病院改革プランに基づく病院事業の廃止(1団体)
その他	資産の有効活用(遊休資産の売却等)、料金の見直し、一般会計と連動した職員数・給与の適正化など

事業名	事業数	職員数(人)
水道	75	887
下水道	123	468
工業用水道	5	12
病院	11	2,511
宅地造成	38	46
介護サービス	9	13
市場	7	40
観光施設	18	68
駐車場	2	0
電気	2	0
計	290	4,045

※ 病院の事業数は、施設数。

第三セクター等の見直し状況

取組結果及び課題

- 第三セクター等の統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた見直し状況は、新設法人は12あったものの、統廃合等により、5年間で6法人減少した。
- 第三セクター等については、総務省の「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(H21.6.23)において、平成21年度から5年間で、基本的にすべての第三セクター等を対象として、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきとされていることから、事業目的や採算性等を踏まえて、引き続き見直しを行っていく必要がある。

取組状況

○法人数の状況

【H17.3.31現在】 **161法人** → 【H22.3.31現在】 **155法人(▲6法人)**

- +新設 12法人
- 廃止 11法人
- 出資引揚 2法人
- 他の三セクに統合 5法人

増減内訳

事業分類	増	減		
	新設	廃止	出資引揚	統合
地域・都市開発関係	1	1		1
観光・レジャー関係	4	5		
農林水産関係	3			1
商工関係	4	1		
社会福祉・保健医療関係				2
生活衛生関係			1	
教育・文化関係		3		1
情報処理関係		1		
その他			1	
計	12	11	2	5

随意契約の見直し状況

取組結果

- 第三セクター等を相手とする随意契約については、国の取組を踏まえ、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組む必要がある。
- 適正化に向け、運用基準等の見直しを行った団体は49団体、見直し中は5団体、見直し予定は5団体となっている。（見直し済みと見直し中を合わせた着手済の団体の割合は91.5%）

取組状況

区分	団体数	運用基準等の見直しを行った団体			運用基準等の見直しに当たって計画を策定した団体 ※注1			今後検討予定の団体 ※注3
		見直し済み ※注2	見直し中	見直し予定	平成21年度に策定済み	平成22年度中に策定予定	今後策定予定	
市	13	9	0	2	0	1	0	1
町村	46	40	2	2	0	2	0	0
市町村計	59	49	2	4	0	3	0	1

(※注)

- 運用基準の見直しに当たって、計画を策定した団体数を計上。
- 集中改革プラン及び地方公共団体における行政改革の新たな指針(平成18年3月31日)に関するフォローアップ調査の基準日以前に運用の見直しを既に行っている団体を含む。
- 運用の見直し(※その際の計画の策定を含む)を行うかどうかを含め、今後検討を予定しているとした団体である。

【公会計改革】財務書類4表の整備状況

取組結果及び課題

○「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」の財務書類4表の整備状況については、作成済の団体の割合は59.3%、作成済と作成中を合わせた着手済の団体の割合は94.9%となっている（H22.3.31現在）。

○「18年指針」に基づき、平成23年度末までに全団体が連結財務4表(*)を作成することが今後の課題である。

※連結…普通会計＋公営事業会計＋一部事務組合・広域連合・三セク等

取組状況

【平成20年度決算に係る財務書類4表の整備状況】（※平成22年3月31日現在における県内59市町村の作成状況）

	団体数	うち、連結財務 書類4表を 作成済
作成済	35	15
基準モデル	0	
総務省改訂モデル	33	
総務省モデル	2	
その他のモデル	0	
作成中	21	
基準モデル	0	
総務省改訂モデル	21	
総務省モデル	0	
その他のモデル	0	
未作成	3	
計	59	

※基準モデル：

すべての固定資産を網羅する公有財産台帳を当初より整備し、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して財務書類を作成するモデル。

※総務省方式改訂モデル：

当初の事務負担を考慮して、固定資産の評価を売却可能資産から段階的に行うことを認め、当面の間、決算統計データを活用して財務書類を作成するもの。

監査委員の外部からの登用・外部監査制度の活用状況

- ◆「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(H18.8.31総務事務次官通知)(抄)
- 当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は特にその必要がある場合以外には行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することを原則とするなど、住民の理解と支持が得られる監査委員制度の運用に努めること。
- 外部監査制度の有効活用や都道府県、指定都市及び中核市以外における実施の拡大などにより、監視機能の強化に積極的に取り組むこと。

監査委員の登用状況(H22.4.1時点)

- 県内市町村の監査委員の実数 126人 (定員 126人)
識見を有する者から選任されている監査委員 64人
うち いわゆるOB委員(当該市町村の勤務経験者)の数 23人(18.3%)
⇒地方公共団体外部の人材を登用している団体 40団体(67.8%)

外部監査制度の導入状況(H22.4.1時点)

- 外部監査制度を導入している団体 3団体
【内訳】
 - ・包括外部監査 郡山市、いわき市
※ 中核市である郡山市及びいわき市は、地方自治法上必須。
 - ・個別外部監査 郡山市、いわき市、須賀川市

☆「包括外部監査」と「個別外部監査」について

① 包括外部監査

都道府県、指定都市、中核市、契約に基づく監査を受けることを条例で定めた団体は、会計年度ごとに、外部監査契約を締結しなければならない。外部監査人は、財務に関する事務の執行及び団体の経営に関する事業のうち特定の事件を選択して監査を実施する。

② 個別外部監査

次の事項について契約に基づく監査によることができることを条例により定めた団体においては、監査委員の監査に代えて外部監査人による監査を請求することができる。外部監査契約は、請求のあった事件毎に締結する。

ア 事務監査請求 イ 議会の請求による監査 ウ 長の請求による監査 エ 財政的援助団体等についての監査 オ 住民監査請求

福島県内市町村の集中改革プランの取組の自己評価等

以上の集中改革プランの取組結果を踏まえ、その評価や今後の行政改革の取組について県内市町村に意見を求めたところ、主なものは次のとおりであった。

1 集中改革プランの取組の成果を踏まえた評価すべき点と反省すべき点

- 評価すべき点
 - ・ 職員の定員管理について、数値目標を掲げた具体的な計画を策定したことにより、着実な推進が図られ、当初の目標以上の削減ができた。
 - ・ 公の施設の指定管理者制度の導入が進展した。
 - ・ 民間委託の推進、定員管理の適正化、事務・事業の再編等によって、一定の経費の節減が図られた。
 - ・ 全庁的な取組により、職員の意識改革につながった。
- 反省すべき点
 - ・ 指定管理者制度の導入が受け皿となる団体や民間企業がないことにより進展しなかった。
 - ・ 計画の内容が総花的・網羅的であったため、重点的に改革を推進する分野がわかりにくい面があった。
 - ・ 定員管理の数値目標にとらわれるあまり、削減の取組過程の評価が十分に行われなかった。
 - ・ 行政評価のシステムを導入したが、評価結果の活用に課題を残した。

2 今後、どのような点に重点をおいて行政改革を推進することとしているか

- ◆ 効率的な行政運営（定員管理の更なる推進、組織の見直し等）
- ◆ 健全な財政運営（経費節減、歳入の確保等）
- ◆ 住民との協働の推進
- ◆ 行政評価の活用等による事務事業の再編・整理

今後の県の取組について

- 住民主体の地方自治を進めるためにも、不断の行財政運営の見直しが必要であることから、各市町村が自主的に策定する行政改革に関する計画が着実に進展するよう、必要な助言・情報提供等を実施。

【参考】

平成23年度以降の期間を含む行政改革に関する計画を策定している市町村数(平成23年3月策定予定を含む。)
⇒ 34団体(13市、21町村)